

3 学校生活全般で配慮が必要となる場合

3-1 配慮が必要な活動例

(1)学校給食

- ア 喫食方法
- イ 給食当番や後片付け

(2)食物・食材を扱う授業・活動

- ア 調理実習(授業、クラブ活動)
- イ 茶席体験、盆略点前(お茶菓子)
- ウ 体験学習(そば打ち体験、乳搾り等)、工場見学
- エ 教材(小麦粘土、食物が入っていた袋、牛乳パックを使った工作、植物栽培、豆まきなど)
- オ 掃除当番

(3)運動(体育・部活動等)

- ア 運動(食物依存性運動誘発アナフィラキシー。原因食物を食べた後、4時間以内の運動を控えさせる)
- イ 部活の差し入れ

(4)食事や宿泊を伴う校外授業など

- ア 宿泊を伴う行事(修学旅行、宿泊学習など)
- イ 宿泊や食事を伴う大会・コンクール等
- ウ 遠足(おやつや弁当の交換をしないよう注意)
- エ 災害時の炊き出し、災害用備蓄食料
- オ チャレンジ学習(職場体験学習)

※ 一部の重症者では、湯気や揮発したアレルゲン、粉塵中のアレルゲンでも反応することがある。

※ 食物アレルギーへの対応が必要になるのは、学校給食だけではないことに留意する。

3-2 配慮の内容(共通)

(1)保護者や主治医との連絡

(2)対応を事前に決定

(3)教職員の共通理解

「学校生活管理指導表」や「食物アレルギー個別取組プラン」などによって、児童生徒の状況を把握し、全教職員が共通理解しておく。

(4)アレルゲン食物への接触防止策

児童生徒同士が食べながら接触すること(はね、とびなど)を防ぐ。

(例:座席の配置(給食その他)を担当の近くにす、机を少し離す等)

(5)他の児童生徒の理解

本人及び保護者の意向も踏まえて、アレルギーのために食べられないものがあることを他の児童生徒へも説明し、理解を得る。食べものを交換しないよう注意する。

(6)校外・体験学習等での献立確認

(7)特に宿泊を伴う場合など

ア どこまでの対応が必要で、どこまでの対応が可能なのかを事前に確認

(例:宿泊施設と食事内容等の確認、そば殻枕など寝具の確認)

イ 持参薬(エピペン®を含む)の有無や管理方法、万一発症した場合の対応を事前に保護者、本人、学校医と十分話し合う

ウ 搬送する医療機関などを事前に調査

エ 参加する教職員の共通理解

ポイント



事故を未然に防ぐためには、配慮が必要となる場合について「食物アレルギー対応委員会」で十分協議し、その内容について全教職員が共通理解を図りながら対応することが大切です。